

報告第10号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月28日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年11月14日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例等の一部を改正する条例

〔平成28年11月14日〕
条例第34号

(北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正)

第1条 北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例(平成17年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

(北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市障害児学童保育室設置及び管理条例(平成18年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

(北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。